

大阪市水道
P F I 管路更新事業等

募集要項

令和2年10月
大阪市

はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、市域内に布設された配水管の耐震化の大幅促進のため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道施設運営権の活用による大阪市水道PFI管路更新事業（以下「本運営事業」という。）及びそれに附随する事業を一体として行う大阪市水道PFI管路更新事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定することを計画している。

市は、本事業の実施にあたり、優先交渉権者（2以上の法人から構成される民間事業者の、当該構成員全員の総称。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、水道施設運営権者（水道法第24条の4第3項に規定する水道施設運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての水道施設運営権（水道法第24条の4第1項に規定する水道施設運営権をいう。以下同じ。）を設定するとともに「大阪市水道PFI管路更新事業等公共施設等運営権実施契約」（以下「実施契約」という。）を締結する。

「大阪市水道PFI管路更新事業等募集要項」（以下「本募集要項」という。）は、公募型プロポーザル方式による本事業の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用し、また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても拘束する。

なお、市は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項について、実施契約書等に定めることがある。

目次

第1 公募の概要	1
1 公共施設等の管理者の名称	1
2 担当部局	1
3 募集要項等	1
第2 事業内容に関する事項	3
1 事業名称	3
2 事業の背景・目的	3
(1) 背景	3
(2) 目的	4
3 運営権者に求める基本方針	4
4 本事業の実施にあたって想定される関係法令等	5
5 本事業の対象となる施設	5
6 事業方式	5
7 事業の範囲	5
(1) 特定事業	6
(2) 附帯事業	6
(3) 任意事業	7
8 事業期間・運営権の存続期間	8
(1) 本事業期間	8
(2) 本事業期間の延長	8
(3) 運営権の存続期間	8
(4) 本事業期間終了時の取扱い	9
9 運営権者が受領する権利及び資産等	9
(1) 運営権者が受領する権利等	9
(2) 運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約等を締結し受領する資産等..	9
10 市職員の派遣要請	10
11 市が実施している業務との連携	10
12 更新を行った施設の所有	10
13 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	10
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
1 事業者選定のスケジュール等	11
2 公募手続き等	12
(1) 募集要項等に関する説明会	12

(2) 募集要項等に対する質問等の受付	12
(3) 資格審査	13
(4) 競争的対話等の実施	13
(5) 事業提案審査	14
3 応募者の参加資格要件	14
(1) 応募者の構成	14
(2) 参加資格	15
4 優先交渉権者の選定手続き	18
(1) 募集及び選定方法	18
(2) 審査体制	18
(3) 審査方法	18
(4) 審査結果の公表	19
(5) 特定事業の選定の取消し等	19
5 優先交渉権者選定後の手続き	19
(1) 基本協定の締結	19
(2) S P C の設立	19
(3) 事業計画書（素案）の提出	20
(4) 準備行為	20
(5) 運営権の設定に関する議案提出	20
(6) 運営権設定に係る許可申請の手続き、登録	20
(7) 実施契約の締結	20
(8) 譲渡又は貸与対象資産等の授受	21
(9) 事業の開始	21
6 応募に関する留意事項	21
(1) 応募の前提	21
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与	22
(3) 応募者の提案書類	23
(4) 市からの提供資料の取扱い	24
(5) 応募の無効	24
第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	25
1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担	25
2 対象業務における要求水準	25
3 利用料金等に関する事項	25
(1) 水道料金及び利用料金の考え方	25
(2) 市からの一部負担金	26
(3) 利用料金等の算定期間	26
(4) 応募者からの提案	26

(5) 運営権対価	28
(6) 利用料金按分率の規定	28
4 事業の実施状況のモニタリング	28
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	29
1 公共施設の内容	29
(1) 施設の所在地及び概要	29

第1 公募の概要

1 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 河谷 幸生

2 担当部局

大阪市水道局総務部経営改革課（以下「担当部局」という。）

住所：〒559-8558

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

TEL：06-6616-5412

FAX：06-6616-5409

Mail：osaka_water_pfi@suido.city.osaka.jp

本公募において担当部局の行う事務に関し、市は、次のとおりアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置くこととし、必要な助言を求める。

- EY新日本有限責任監査法人
- アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 株式会社NJS
- 株式会社パスコ
- 水道技術経営パートナーズ株式会社

3 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、(1)から(9)までの書類（これらに補足資料、市ホームページへの掲載等により公表したこれらに対する質問回答書（ただし、「大阪市水道PFI管路更新事業等実施方針（令和2年4月15日公表。以下「実施方針」という。）」等に対する質問・意見への回答及び開示資料（令和2年6月）に対する質問・意見への回答は含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

(1)から(9)までの書類は、資格審査に係る審査書類（以下「資格審査書類」という。）

及び事業提案審査に係る審査書類（以下「事業提案審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するにあたっての前提条件であり、(1)から(6)までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。(6)及び(9)の資料については、本公募の各段階に応じて貸与する予定である（第3-6-(2)参照）。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する(1)から(9)までの書類以外の補足資料についても募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、その他参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- (1) 大阪市水道PFI管路更新事業等募集要項
- (2) 大阪市水道PFI管路更新事業等公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- (3) 大阪市水道PFI管路更新事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- (4) 大阪市水道PFI管路更新事業等要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- (5) 大阪市水道PFI管路更新事業等モニタリング計画（案）（以下「モニタリング計画（案）」という。）
- (6) 関連資料集
- (7) 大阪市水道PFI管路更新事業等優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- (8) 大阪市水道PFI管路更新事業等提案書作成要領及び様式集（以下「作成要領及び様式集」という。）
- (9) その他参考資料

今後、募集要項等の変更が必要となった場合、市は、募集要項等の改訂版を公表する。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

大阪市水道PFI管路更新事業等

2 事業の背景・目的

(1) 背景

我が国の水道事業は、今後、人口減少等に伴う水需要の減少により収益の悪化が見込まれる中、水道管等水道施設の老朽化の進行や耐震化の遅れ、さらには、中小規模の地方公共団体を中心に人材不足が深刻化する等、将来にわたり事業の持続性を確保するうえで、大きな課題に直面している。

今般、国においては、これらの課題の解決に向け、長期的な視点に立った水道事業の持続性を確保することの重要性に鑑み、官民連携と広域連携の一層の推進により、水道の基盤強化を図ることを目的に、水道法の改正が行われた。官民連携としては、厚生労働大臣の許可のもと、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、民間事業者が水道施設の運営権を設定できる仕組みとして、水道施設運営権（以下「運営権」という。）が新たに導入されたところである。

一方、市水道においては、他都市に比べ極めて早い段階から水道管の整備を行ってきたため、老朽管の割合が全国で突出して高い状況にあり、その発生が確実視される南海トラフ巨大地震への備えとして、こうした老朽管の更新、耐震化を大幅に促進し、安心安全の強化を図る必要がある。さらに、大規模水道事業者として、大阪府域をはじめ、他水道事業者等の基盤強化に寄与する広域連携を一層拡大することが求められる。以上の2点が、今後重点的に取り組むべき喫緊の課題となっている。

そのため、市は、これらの課題に対処すべく、平成31年2月に公表した「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」において、改正水道法の活用による「PFI管路更新事業」の推進に係る基本的な考えを示し、同事業の推進に向けた詳細検討を進めてきた。

そして、市は、令和2年2月に実施方針（案）を公表し、大阪市議会（以下「市議会」という。）等での議論を経て、大阪市水道管路更新事業に係る実施方針に関する条例（令和2年大阪市条例第39号）が同年3月に施行されたことを受け、PFI法第5条第1項の規定に基づき、実施方針を策定し、同年4月に公表した。

(2) 目的

本事業は、改正水道法の主眼である水道基盤強化の観点から、老朽管の割合が全国で突出して高い市の状況に鑑み、配水管更新事業に運営権を活用することにより、民間事業者のノウハウとマンパワーを最大限に取り込み、水道料金の値上げによって市民に負担を求めることなく、現状の管路更新ペースを大幅に引き上げ、断水リスクの低い耐震管路網の構築を強力に推進することを目的としている。

加えて、本事業の実施に伴い水道局内の人員配置を効果的に行い、公共性の高い水道事業を持続的に運営する使命を担う水道事業者として必要な技術力、組織力の強化を図ることで、市民の安心安全を担う命の水づくりを強化すると同時に、大阪府域をはじめ、他水道事業者等の基盤強化に寄与する大規模水道事業者として、市民メリットを踏まえつつ、広域的な水道の基盤強化に資する様々な広域連携方策を推進することも目的としている。

3 運営権者に求める基本方針

2に掲げる市の目的を達成するため、本事業をより適切に執行するにあたり、市が運営権者に遵守を求める、本事業の運営上最も重要と考える基本方針を以下に示す。

- (1) 我が国特有の地震事情を総合的に勘案し、新たに使用する耐震管の規格、長寿命化、工事品質を適切かつ総合的にコーディネートできる能力と実施体制を持って、本事業の公共性と経営の合理性に配慮しつつ、市民の安心安全を担う高水準の耐震管路網を構築すること。
- (2) 市内経済の活性化、発展に配慮した運営及び震災時の迅速な管路復旧に向けた体制構築のため、本事業実施にあたっては、市内中小企業の健全な発展を目的とする「大阪市中小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）」の趣旨を遵守しつつ、地域の資源や人材の活用等に努めること。
- (3) 特に、配水管工事の施工にあたっては、(2)の方針に基づく信頼性の高い施工体制及び市と同等以上の施工監理体制を構築し、適切に計画、設計された配水管更新仕様に基づく高い工事品質の確保と円滑な事業進捗を図ること。
- (4) 管路更新の計画、設計、施工全般にわたる技術革新に関する知見を広く調査、収集し、必要に応じて新技術の弾力的な導入を図ることにより、経営面、技術面それぞれに優れた事業推進に努めること。
- (5) 災害時には、市と連携しつつ、市内及び市に応援要請した水道事業者等における

迅速な管路復旧支援を行うとともに、本運営事業で培ったノウハウを水平展開し、管路更新の促進に努める等、改正水道法の趣旨を十分に踏まえつつ、大阪府域をはじめ広域的な災害対応及び水道基盤強化に向けた積極的な事業運営に努めること。

(6) 公共性、公益性の高い事業の一翼を担う者として、市民の信頼と負託に応えられるよう、適切な内部統制体制を構築し、透明性と公正性が高く、コーポレートガバナンスと企業倫理に優れた健全な事業経営に努めること。

4 本事業の実施にあたって想定される関係法令等

本事業の実施にあたっては、PFI法のほか、要求水準書(案)別紙1に掲げる関係法令等によることとする。

5 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設の範囲は、市水道事業において使用する全ての配水管及びその附属設備とする。

6 事業方式

本運営事業は、PFI法第16条及び水道法第24条の4の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る更新業務を行う水道施設運営等事業(水道法第24条の4第1項の「水道施設運営等事業」をいう。)とする。

7 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。なお、運営権者は、本事業の事業期間(以下「本事業期間」という。)中、本事業に係る業務のうち、市と運営権者で締結する実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

市が想定する、当該業務を行ううえで運営権者が遵守すべき制限及び手続きを含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書(案)及び実施契約書(案)において示すとおりである。

(1) 特定事業

本運営事業として、市水道事業において使用する配水管（令和2年3月末時点で5,129km）及びその附属設備を対象施設とし、耐震管への更新に係る、計画から設計、施工までの一連の業務を実施する事業のことをいう。なお、本事業期間において、運営権者が実施しなければならない事業量は1,800km以上とし、これを含めた耐震管への更新の事業量に関して達成すべき定量的指標は、要求水準書（案）で示すものとする。

運営権者は、特定事業実施に係る費用について、自らで負担する。

特定事業に要する資金は、第4-3及び実施契約に定める利用料金及び市から收受する一部負担金で賄うこととし、特定事業の実施に関する一切の経費支出額と資金回収の時点の違いから一時的に資金不足が生じた場合は、運営権者自らで調達して補うこととする。

具体的な業務は、次のとおりである。

ア 計画業務

配水管更新計画の策定と管理、路線選定、管路構成の決定、工事施工に伴う配水計画の策定等

イ 設計業務

管材料等の選定、工法の選定、埋設調整、附属設備の配置設定、給水管接合替の調整、設計内容の明示（図面作成・数量算定）、施工実施者の選定等

ウ 施工業務

各種許可申請手続き、施工協議、地元調整、施工監理、工事施工、工事完成検査等

(2) 附帯事業

運営権者が特定事業と一体的に実施することが必要又は合理的かつ効率的な業務をいう。

市が、附帯事業での実施を運営権者に義務付ける業務として考えるもの及び事業実施に係る費用負担の考え方は、次のとおりである。

なお、アからウの各事業の経理にあたっては、特定事業、任意事業及び他の附帯事業に係る経理と当該各事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

ア 市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務

災害の発生により市又は他水道事業者等が管理する水道管路が被害を受けた場合、実施契約に基づき、市又は当該他水道事業者等の費用負担のもと、市と連携して、水道管の修繕等の応急復旧活動を実施する。

応急復旧活動に係る運営権者の具体的な役割については、要求水準書（案）に示すとおりである。

イ 特定事業に附随する業務

給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備、消火栓の設置等、特定事業の実施に合わせて整備することが合理的なものについては、実施契約に基づき、市の費用負担のもと、運営権者が実施する。

ウ 行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務

大阪府域内外の他水道事業者等が、市との協定等による行政間の合意に基づいて、自ら管理する水道管の更新等の業務を運営権者に行わせようとする場合には、運営権者は、これを実施する内容や手法等について市及び当該他水道事業者等と協議し、合意したときは、必要な手続きを行ったうえで、管路更新等業務を実施する。当該管路更新等業務に関しては、8－（1）の定めに関わらず、本事業期間が終了した後であっても、当該事業の契約関係等に基づき、継続して実施することを妨げない。

（3）任意事業

運営権者自ら、又は運営権者の子会社若しくは関連会社（以下総称して「運営権者子会社等」という。）をして、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲において、事業に係る全ての費用を運営権者又は運営権者子会社等自身の負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は、任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は、任意事業を提案することができる。

任意事業を実施するにあたっては、特定事業及び附帯事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じることを前提とし、事前に市の承認を得なければならない。

また、その経理にあたっては特定事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

なお、（2）－ウの他、他水道事業者等が、自ら管理する水道管の更新等の業務を他

者に行わせようとする場合には、運営権者は当該事業の入札等に参加することができない。

8 事業期間・運営権の存続期間

(1) 本事業期間

本事業期間は、事業計画書が要求水準等に適合していると市による確認を受けること等の実施契約で定める本事業の開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、令和20年3月31日（(2)の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。

本事業開始日以降に、実施契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を実施契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は、令和4年4月1日を予定している。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

(2) 本事業期間の延長

自然災害等の不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要がある等の実施契約書（案）に定める事由が発生した場合は、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により運営権の存続期間の範囲内で両者が合意した期間に限り、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は、一度に限るものではない。

合意延長により期間延長を実施する場合は、市は、当該延長期間に係る要求水準書を改めて定めるとともに、運営権者は、当該延長期間に係る事業計画書を市に提出するものとする。

(3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から本事業終了日までとし、運営権は、本事業終了日をもって消滅する。なお、実施契約に定める事由が生じたとき、市は、運営権を取り消す又はその行使を停止するものとし、その場合、市は、水道法第24条の13に基づき、その旨を厚生労働大臣に通知する。

運営権の存続期間は、(2)に定める本事業期間の延長があった場合であっても、令和25年3月31日を超えることができない。

(4) 本事業期間終了時の取扱い

ア 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

イ 業務の引継

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継は、原則として、本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

また、市又は市の指定する者は、本事業終了後の水道管の更新の着実な実施のため、必要に応じて、運営権者と協議のうえ、運営権者の資産等を買取ることができ。なお、具体的な買取りの方法、引継ぎ時の確認事項等については、実施契約書(案)に示すとおりである。

9 運営権者が受領する権利及び資産等

本事業開始日までに運営権者が受領する権利等は、(1)のとおりである。また、運営権者が希望した場合に、市と内容を協議、確定し、本事業開始日までに契約等を締結したうえで受領する資産等は、(2)のとおりである。

(1) 運営権者が受領する権利等

ア 運営権

本運営事業を行うために必要となる、市水道事業として使用する全ての配水管を運営権設定対象施設として設定される運営権。

(2) 運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約等を締結し受領する資産等

ア 施設等の使用权

本運営事業の実施に際し必要となる、行政財産の施設等。

イ 機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産

本運営事業の実施に際し必要となる、市が運営権者へ譲渡又は貸与する機材及び備品等。

10 市職員の派遣要請

運営権者は、本運営事業の円滑な立ち上げと着実な業務の遂行のため、PFI法に基づき市に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件は、市の水準を基本とし、その費用については運営権者の負担とすることとし、応募者は、それらを含む詳細について競争的対話等において確認することができる。

11 市が実施している業務との連携

運営権の対象となっている配水管及びその附属設備においては、本事業を運営権者が実施する他、維持保全業務及び新設工事等を市が実施しているため、双方の業務が円滑に行えるよう、運営権者は、市と適宜調整を行う。

12 更新を行った施設の所有

運営権者が新たに整備した市水道事業に係る配水管の所有権は、市に属する。

13 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い

本事業開始日の前日までに市が締結し、履行が終了していない配水管更新工事に係る請負契約については、本事業開始日以降も市が引き続き当該契約の当事者となる。

その他、配水管更新に係る設計業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし、運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継するものとする。ただし、当該契約に係る代金のうち、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定のスケジュール等

市は、次の表のスケジュール（予定）に沿って、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定することとし、令和3年以降の詳細なスケジュールについては、資格審査の合格者（以下「資格合格者」という。）に追って通知する。なお、応募状況等によりスケジュールを変更する場合がある。当該スケジュールを変更する場合は、応募者に通知するとともに、市ホームページ掲載等により公表する。

時期（予定）	内 容
令和2年10月29日	・募集要項、要求水準書（案）、モニタリング計画（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）等の公表
10月30日	・募集要項等に関する説明会 ・募集要項等に対する質問等の受付開始 （1）参加資格の要件に対する質問等 （受付期限：11月9日 回答：11月27日） （2）参加資格の要件以外に対する質問等 （受付期限：11月16日 回答：12月下旬）
12月7日	・資格審査書類の受付期限
12月21日	・資格審査結果の通知
令和3年1月～3月	・競争的対話等の実施
5月上旬	・事業提案審査書類の受付期限
～令和4年3月	・優先交渉権者の選定（令和3年6月を目途） ・基本協定の締結 ・市議会に運営権の設定等に関する議案を提出 （令和3年9月～10月を目途） ・運営権設定に係る許可を厚生労働大臣へ申請 ・運営権の設定 ・実施契約の締結
令和4年4月	・本事業開始

2 公募手続き等

(1) 募集要項等に関する説明会

市は、民間事業者を対象に、募集要項等の記載内容について概要を説明し、質問を受け付ける。

ア 概要

開催日時 令和2年10月30日（金）午後2時
開催場所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号 ヴィアール大阪
対象者 本事業への参画を検討している民間事業者

イ 申込方法

参加を希望する民間事業者は、令和2年10月23日（金）付で市ホームページに掲載した「大阪市水道PFI管路更新事業等 募集要項等に関する説明会の開催について」に従って申し込むこと。

(2) 募集要項等に対する質問等の受付

ア 質問等の受付

市は、本事業への参画を検討している民間事業者から、募集要項等の記載内容について質問等を受け付ける。なお、民間事業者が資格審査の申込に係る検討を先行して実施できるよう、3-(2)に規定する参加資格の要件に関する事項と、参加資格の要件以外に関する事項について、それぞれ質問受付及び回答を実施する。

(ア) 受付期間

- ・参加資格の要件に対する質問等
令和2年10月30日（金）から
令和2年11月9日（月）午後5時30分まで（必着）
- ・参加資格の要件以外に対する質問等
令和2年10月30日（金）から
令和2年11月16日（月）午後5時30分まで（必着）

(イ) 提出方法

募集要項等に関する質問等を具体的かつ簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書【様式1】」に記入し、担当部局へ電子メールにて提出すること。市は、

電子メールによる提出以外での質問には一切応じない。

イ 回答の公表

市は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に対する質問等への回答を市ホームページ掲載等により公表する。

また、応募者が資格審査の申込にあたって早期に了知する必要があると判断される質問等に対して、市は、回答公表予定日前に回答を公表することがある。

なお、本公募の公平性を期すため、市は、質問者へ直接の回答を行わない。

(回答公表予定日)

- ・参加資格の要件に対する質問等
令和2年11月27日（金）
- ・参加資格の要件以外に対する質問等
令和2年12月下旬

(3) 資格審査

資格審査に申し込む応募者は、作成要領及び様式集に則り、資格審査書類を作成し、市へ提出する。なお、参加資格の要件を満たさない応募者は、失格となる。

ア 受付

- 受付期間 令和2年11月27日（金）から
令和2年12月7日（月）午後5時30分まで（必着）
- 申込方法 「公募参加申込書【様式4】」から「構成企業に求められる実績を証する書類【様式8-②】」まで（各様式に係る添付書類を除く。）を担当部局へ事前に電子メールにより送信したうえで、提出期限までに原本を送付すること。

イ 資格審査結果の通知

市は、応募者に対して資格審査の結果を令和2年12月21日（月）までに通知する。

(4) 競争的対話等の実施

市は、資格審査終了後、資格合格者に対し、市と資格合格者との間で本公募内容、要求水準等の理解について齟齬を生じさせないようにすること、提案における要求水準

未達成を防ぐこと等を目的として、事業提案審査書類の受付までの間に、競争的対話（イ及びウをいう。）等を実施する。

競争的対話等に係る日程等の概要については、資格合格者に対し、資格審査の結果に係る通知後速やかに示すこととし、次のとおり実施する予定である。

- ア 資格合格者から市への、現状の業務内容等に関するヒアリング
- イ 市と資格合格者との間での意見交換（資格合格者ごとに複数回を予定）
- ウ 市による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

（５）事業提案審査

ア 事業提案審査書類の受付

資格合格者は、作成要領及び様式集に則り、事業提案審査書類を担当部局へ提出する。資格合格者のうち事業提案審査書類を提出する者を「本審査参加者」とし、事業提案審査書類の提出後、市は、本審査参加者による提案に係るプレゼンテーションを実施することを予定している。なお、募集要項、要求水準書（案）及びモニタリング計画（案）の内容を満たさない本審査参加者は、失格となる。

受付期限 令和3年5月上旬

提出方法 担当部局へ持参すること。

イ 事業提案審査結果の通知

市は、事業提案審査の結果を、本審査参加者に対して、令和3年6月を目途に通知する。

3 応募者の参加資格要件

（１）応募者の構成

ア 応募者は、2以上の法人によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、構成する法人の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

イ コンソーシアムを構成する企業（以下「構成企業」という。）から代表企業を定めるとともに、代表企業を除く構成企業は、「公募参加申込等に関する委任状【様式6】」を市へ提出し、代表企業が応募手続き及び市との連絡調整等を担当することとする。

ウ 構成企業は、優先交渉権者に選定された際には、SPCに出資するとともに、本議決権株式（実施契約書（案）で示す本議決権株式をいう。）の全ての割当ては、構成

企業のみで受けるものとする。なお、代表企業は、単独で最大出資比率を有する者とし、本事業期間中、最大出資比率を維持し続けなければならない。

エ 資格審査書類の提出以降、構成企業が、本公募に参加又は参加を予定する他のコンソーシアムに同時に属すること及び他のコンソーシアムに移ることを認めない。

オ 資格審査書類の提出以降、代表企業の変更又は代表企業を除く構成企業の変更若しくは離脱は、原則として認めない。ただし、代表企業を除く構成企業を変更又は離脱せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市が当該事情を検討のうえ、認めた場合に限り、構成企業を変更又は離脱することができる。なお、構成企業を追加する場合は、応募者は、事前に市の承認を得なければならない（ただし、他のコンソーシアムに属していた構成企業は認めない）。

カ 構成企業が以下の事項のいずれかに該当する場合、市へ速やかに通知しなければならない。

- ・（２）の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・ 構成企業を支配している者が変更された場合
- ・ 新たに第三者に支配された場合

なお、支配とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）第1条に規定する特定支配関係又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社、親会社の関係を指す。

（２）参加資格

応募者は、各参加資格の要件を全て満たす必要がある。

ア 資格要件

構成企業は、次に掲げる全ての資格要件を満たす必要がある。

（ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（イ） P F I法第9条の規定に該当しない者であること。

（ウ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

（エ） 資格審査書類提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。

- (オ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく停止措置又は入札等除外措置を受けていない者であること。
- (カ) 市に納税義務を有する者は、大阪市税及び大阪府税を滞納していない者であること。市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (キ) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (ク) 資格審査書類提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っていない者であること。
- (ケ) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第2条第1項各号に規定する外郭団体でないこと。
- (コ) 大阪市PFI事業検討会議（4－（2）参照。以下「検討会議」という。）の委員が属する組織若しくは企業と関連がない者又はその組織若しくは企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- (サ) 第1－2で示す公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- (シ) 「大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「工水運営事業」という。）」における公募のアドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、工水運営事業における公募のアドバイザーは、次のとおりである。
- 有限責任あずさ監査法人
 - 弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所
 - 株式会社東京設計事務所
- (ス) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (セ) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条第1項第2号に該当しない者であること。

イ 実績要件

代表企業は、(ア)及び(イ)のうち、一つ以上の要件を満たす必要があり、不足する要件については、コンソーシアムの他の構成企業が満たす必要がある^{※1}。なお、代表企業が(ア)及び(イ)を満たしていることは妨げない。

(ア) 日本国内の国、地方公共団体又は水道事業者等（水道法第2条の2第1項の「水道事業者等」をいう。）を管理者とし、事業期間が10年以上であるPFI法に基づく事業において、代表企業又はコンソーシアム構成員としての実績（実施中の事業も含む。）を有していること。

(イ) 日本国内の地方公共団体又は水道事業者等を管理者とし、事業期間が2年以上である、管路工事に係る設計及び施工業務を元請^{※2}として一括で受託した実績（実施中の業務も含む。）を有していること。

※1 本公募に係る代表企業を除く構成企業については、資本金又は人事面等において一定の関連のある者の実績であっても認める。

※2 元請が共同企業体の場合、共同企業体の代表企業又は共同企業体の中で管路工事に係る設計及び施工業務を主として実施した事業者の実績を認める。

ウ 代表企業の資格要件

代表企業は、資格審査書類提出の日において、資本金50億円超であること。

エ 応募アドバイザー

構成企業又はコンソーシアム（以下「構成企業等」という。）は、ア（カ）から（ス）までに定める者を本公募に関連するアドバイザー（以下「応募アドバイザー」という。）に起用してはならない。ただし、有限責任あずさ監査法人から工水運営事業に係るアドバイザリー業務を再委託されている、弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所及び株式会社東京設計事務所については、構成企業等が「応募アドバイザーに関する誓約書【様式5-②】」を市へ提出した場合に限り、起用することを妨げない。

また、上記により応募アドバイザーに起用される者は、「応募アドバイザーにおける情報管理に関する誓約書【様式5-③】」を提出しなければならない。

4 優先交渉権者の選定手続き

(1) 募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査体制

優先交渉権者の選定にあたっては、専門的知見及び評価の客観性を担保するため、市は、学識経験を有する者等により構成された検討会議の意見を踏まえたうえで、選定する。

検討会議は、事業提案審査において応募者の提案内容を確認し（プレゼンテーションに参加）、優先交渉権者の選定等について市に対し意見を述べる。なお、検討会議は、非公開とし、委員の構成は、次表のとおりである。

事務局は、担当部局が担当し、公募アドバイザーが補助する。

<大阪市PFI事業検討会議 委員>

座長	佐野 修久	大阪市立大学大学院都市経営研究科教授
座長代理	伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
委員	市川 裕子	弁護士
委員	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
委員	田中 智泰	近畿大学経営学部教授

※ 本事業に関する、各委員への問い合わせや働きかけ（金銭、物品の贈与や接待等を含む。）といった、検討会議の公正性を損なう行為は禁止する。また、これらの行為をした者は、本事業への参加を認めない。

(3) 審査方法

審査方法については、次のとおりとする。なお、詳細については、優先交渉権者選定基準にて示すとおりである。

ア 資格審査

市において、応募者の参加資格要件の充足を確認する。

イ 事業提案審査

市において、審査及び評価を行う。

事業提案審査は、優先交渉権者選定基準に基づき、本審査参加者から提出された事業提案審査書類の書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ行う。

市は、審査及び評価を実施し、検討会議の意見を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。ただし、本審査参加者が1者である場合、市は、次点交渉権者を選定しない。

(4) 審査結果の公表

市は、事業提案審査の結果等について、優先交渉権者の選定後速やかに市ホームページ掲載等により公表する。

(5) 特定事業の選定の取消し等

事業者の募集及び選定において、応募者がいない場合又は耐震管路網の早期構築の実現が見込めない、事業費総額の縮減達成が期待できない等本事業が適切に遂行される見通しがないと市が判断した場合、公募開始後であっても優先交渉権者を選定せず、市は、特定事業の選定を取り消すことがある。

市は、その旨を市ホームページ掲載等により公表する。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて調整された基本協定書(案)に従い、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

市との協議にも関わらず、優先交渉権者が基本協定の締結に速やかに応じない場合又は基本協定締結後に実施契約締結の見込みがないことが明白な場合には、市は、審査及び選定での決定順位に従い、次点交渉権者を選定している場合は、その者を優先交渉権者として、基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。なお、市は、基本協定書(案)の修正には原則として応じない。

(2) S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結からP F I法第19条第4項に規定する運営権設定

に係る議案の市議会提出前であって市が定める日までに、本事業を実施するSPCとして、会社法に規定する株式会社を市内に設立しなければならない。なお、本事業期間中は、その本社所在地を市外に移転させてはならない。

(3) 事業計画書（素案）の提出

優先交渉権者は、事業提案書に基づき、市からの開示資料を活用して、全体事業計画書（素案）を作成し、市が市議会への運営権設定に関する議案を提出する前であって市が定める日までに市へ提出しなければならない。なお、当初の中期事業計画書（素案）及び単年度事業計画書（素案）についても同様とする。

その他、事業計画書の詳細については、実施契約書（案）に示すとおりである。

(4) 準備行為

優先交渉権者又はSPCは、本事業開始に向けた準備行為の一環として、基本協定締結以降に市と協議のうえで現地調査を実施できる。

(5) 運営権の設定に関する議案提出

市は、PFI法第19条第4項に規定する運営権設定に関する議案を、令和3年9月から10月を目途に市議会定例会に提出する予定である。

(6) 運営権設定に係る許可申請の手続き、登録

市は、(5)における市議会の議決を経た後、厚生労働大臣に対し、運営権の設定に係る許可申請を行う。優先交渉権者は、市が行う運営権の設定に係る許可取得の手続きに協力するものとする。

市は、厚生労働大臣から許可を受けた後、SPCに対して運営権を設定する。

当該運営権を設定された運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権を設定登録する。

(7) 実施契約の締結

市が(6)の運営権を設定したうえで、市と運営権者は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）に従い、速やかに実施契約を締結する。なお、市は、実施契約書（案）の修正には原則として応じない。

市は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項により、運営権を設定した旨等及び実施契約の内容を市ホームページ掲載等により公表する。

(8) 譲渡又は貸与対象資産等の授受

運営権者が第2-9-(2)に掲げる資産等を受領する場合、市と運営権者は、当該受領に係る契約等を本事業開始日までに締結し、運営権者は、本事業開始日に譲渡又は貸与対象資産等を市から授受する。

上記手続きについては、市が算出する予定価格以上で有効な見積書を運営権者が提出した場合に、当該受領に係る契約等を締結し、その他必要な手続き及び対価支払いを経たうえで、運営権者は、対象資産を市から授受する。

(9) 事業の開始

運営権者は、市からの引継ぎを完了し、実施契約に基づき支払期限の到来した運営権対価(第4-3-(5)参照)を市に支払い、(8)の授受等を含めて実施契約上の義務を履行したうえで、本事業を開始する。

6 応募に関する留意事項

(1) 応募の前提

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

イ 費用負担等

本公募における全ての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

なお、スケジュール等公募内容の変更により市及び応募者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

ウ 書面主義

本公募に関して、市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。

エ 通貨及び単位

市への提案書類、質問及び回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円

及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

オ 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、資格審査の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与

ア 守秘義務対象資料

市は、本公募の各段階に応じて、誓約書等必要書類を提出した者を対象に開示する資料（以下「守秘義務対象資料」という。）を貸与する。なお、当該誓約書に基づく守秘義務の範囲は、市が開示する資料全てに及ぶものとする。

守秘義務対象資料の追加又は修正が発生した場合、市は、当該資料の貸与を受けた者に対し、追加又は修正された守秘義務対象資料を適宜送付する。

イ 貸与の時期

市は、次の時期に守秘義務対象資料を貸与する。

(ア) 募集要項等公表時（第一次）

市は、民間事業者が本事業への参画を検討し、事業提案書等を作成するにあたって必要となる情報を次のとおり貸与する。

対象者	本事業への参画を検討している民間事業者
受付期限	令和2年11月26日（木）午後5時30分まで
申込方法	「関心表明書兼開示資料貸与申込書【様式2-①】」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書【様式2-②】」に必要事項を記入及び捺印し、担当部局へ送付すること。
貸与方法	誓約書等の内容に不備がないことを確認したうえで、市は、速やかに守秘義務対象資料（第一次）を送付する。

(イ) 資格審査結果の通知後（第二次）

市は、資格合格者が事業提案書等を作成するにあたって必要となる、守秘性の高い情報を次のとおり貸与する。

対象者	資格合格者
貸与方法	市は、資格審査結果の通知後速やかに守秘義務対象資料（第二

次)を送付する。

(ウ) 優先交渉権者選定後（第三次）

市は、優先交渉権者と基本協定を締結した後、優先交渉権者が本事業の実務を実施するにあたって必要となる情報を貸与する。

ウ 守秘義務対象資料の破棄

守秘義務対象資料の貸与を受けた者は、誓約書の定めに従い、使用を終えた時点で責任を持って当該資料を破棄し、「貸与を受けた開示資料の破棄報告書【様式3】」を担当部局へ速やかに送付すること。

(3) 応募者の提案書類

ア 提案書類の作成方法

応募者は、作成要領及び様式集に則り、書類を作成する。

イ 提案書類の取扱い

市へ提出された提案書類の取扱いは、次のとおりとする。なお、提案書類は、応募者へ返却しない。

(ア) 著作権及び提案書類の公開

提案書類の著作権は、当該書類を提出した者に帰属する。ただし、市が審査結果の公表その他本事業に関して必要と認める範囲内において、市は、提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配付資料等及び選定されなかった応募者からの提案書類を含む。）を無償で使用する事ができる。

また、市は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、請求者へ提案書類を公開する場合がある。なお、提案書類のうち、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が判断した箇所については、公開しない。

(イ) 提案書類中の第三者の特許権等

応募者は、提案書類において、第三者の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されるもの）の対象となっている工事材料、施工方法、指示管理方法等を使用した結果生じる責任を負う。

(ウ) 提案内容の矛盾

提案書類における文言等による記載内容と、提示図面又はイメージ図その他記載内容等の間において矛盾がある場合、市の解釈によるものとする。

(エ) 提案内容の履行義務

優先交渉権者が事業提案審査において市へ提案した内容については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問に対する回答についても同様に取り扱う。

(4) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する一切の資料については、本公募の検討以外の目的で使用することはない。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ア 3- (2) を満たさない者が応募したとき
- イ 提案書類が不足しているとき
- ウ 提案書類が作成要領及び様式集に則って記載されていないとき
- エ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- オ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- カ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- キ 2通以上の提案書類を提出したとき
- ク 所定の手続きを除き、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき
- ケ 所定の手続きを除き、本事業の選定に関し、検討会議委員に接触したとき
- コ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- サ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担

運営権者は、実施契約等に特段の定めのない限り、自主性と創意工夫をもって本運営事業を遂行するうえで生じる一切のリスクを負担し、市は、水道事業者として、水道事業の運営全般にわたるリスクを管理する。

なお、本事業に係る個別のリスクにおける具体的な分担内容については、実施契約書(案)に示すとおりである。

2 対象業務における要求水準

市は、本事業期間において、配水管更新の大幅促進、工事品質の確保、災害が発生した場合の対応等、実施契約に基づき本事業を適正に実施するにあたってのサービス水準として、要求水準書を定める。

運営権者は、要求水準書に記載される要求水準はもとより、要求水準を踏まえて作成する事業計画書を遵守し、本事業を実施しなければならない。

3 利用料金等に関する事項

(1) 水道料金及び利用料金の考え方

本事業期間中、水道の利用者から徴収する料金は、市と運営権者で業務範囲に応じて按分する(用いる割合を以下「利用料金按分率」という。)。運営権者は、本運営事業の実施に係る対価(以下「利用料金」という。)を自らの収入として収受し、市は、水道の利用者から徴収する料金から利用料金を除いた残りの額(以下「水道料金」という。)を収受する。

水道料金及び利用料金を合わせたもの(以下「水道料金等」という。)の算出方法は、大阪市水道事業給水条例(昭和33年大阪市条例第19号)に基づくものとし、水道料金等の額は、水道の利用者の使用実態及び使用水量に変更がない限り、従前と同額になる。

運営権者が本事業期間中に収受する利用料金は、本運営事業の実施に関して、事業提案書に記載の収支計画等で見込んだ一切の経費額を算定の基礎とする。

なお、当該一切の経費額は、配水管更新工事費(現在、市水道事業会計において、資本的支出の建設改良費として計上している費用)に基づき本事業期間中に運営権者側

で計上する無形固定資産の減価償却費相当額（事業期間中、市においても減価償却費として計上）及び本運営事業実施に伴い毎年度発生する計画業務等その他会社運営に係る経費に事業報酬の額を加味して構成される。

（２）市からの一部負担金

運営権者は、（１）で示す利用料金の他、本運営事業を実施することにより得られる収入として、市から一部負担金を収受する。

一部負担金は、運営権者が、当初計画で見込んだ配水管更新工事費を算定の基礎とし、当該更新投資の法定耐用年数が公共施設等運営権（PFI法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の残存する運営権設定期間を上回ることから、運営権設定期間終了後の期間に対応する相当部分とする。すなわち、本事業期間終了以降、市の会計で計上する減価償却費の累計額及び残存簿価にかかる除却費の合算額と同額となる。

市は、一部負担金の額を、運営権者が実施した配水管更新工事にかかる事業量実績（竣工した工事量等）に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う。

（３）利用料金等の算定期間

利用料金及びその算定の基となる利用料金按分率は、事業計画に沿った適切なものとするため、４年の算定期間毎に設定する。各算定期間に属する事業年度は、次のとおりとする。

- ・第１期算定期間：１事業年度から４事業年度まで
- ・第２期算定期間：５事業年度から８事業年度まで
- ・第３期算定期間：９事業年度から１２事業年度まで
- ・第４期算定期間：１３事業年度から１６事業年度まで

（４）応募者からの提案

ア 事業費及び配水管の口径別単価の提案

応募者は、事業提案審査書類提出の際に、利用料金按分率と併せ、本事業期間における事業費及び配水管の口径別単価を提案する。

提案における本事業期間の事業費は、（１）で示す一切の経費額に（２）で示す一部負担金額を加えたものとし、優先交渉権者選定基準における価格評価の対象となる。

配水管の口径別単価は、配水管の平面延長（市の管路情報管理システム上におい

て計測される延長を指す。) 1キロメートルあたりの布設替及び撤去に要するそれぞれの口径別の単価とし、提案書類において提案した各口径別単価(以下「提案単価」という。)を基礎として、市が確認を行ったうえで決定される。

運営権者は、(3)で示す算定期間における利用料金及び一部負担金の額の算定に当たっては、配水管の口径別単価と当該工事により撤去される既設配水管の口径及び平面延長を用いることとし、実施契約に定める定期レビュー又は臨時協議の結果、口径別単価の変更について市の承認が得られた場合を除き、これを変更してはならない。

イ 利用料金按分率の提案

利用料金按分率は、事業提案審査書類提出の際に応募者から提案を受ける。

利用料金按分率の提案にあたっては、(1)で定める利用料金算定の考え方を踏まえ、市が実施方針条例に示す上限の範囲内において算出することとする。

ア及びイに係る提案の流れは、次のとおりとする。

【応募者からの提案の流れ】

- ① 応募者は、年度毎の更新計画を作成し、配水管の布設替及び撤去に要するそれぞれの提案単価を算出する。
- ② ①の更新計画における口径別の既設配水管の平面延長に、同じく①で算出した提案単価を乗じることで、配水管更新工事費を算出する。
- ③ ②で算出した配水管更新工事費を基に、(2)の考え方により一部負担金の額を算定する。
- ④ (1)の考え方により、一切の経費額(配水管更新工事費に基づき本事業期間中に減価償却費として計上する額及び本運営事業実施に伴い毎年度発生する計画業務等その他会社運営に係る経費、事業報酬)を積算し、③で算定した一部負担金額を加えることで、「本事業期間の事業費」を算出、併せて、一切の経費額を水道料金等の見込額*で除することで、それに見合った「利用料金按分率」を算出し、①の「提案単価」とともに市に提案する。
- ⑤ ④の提案に際し、利用料金按分率は、(3)に示す4年の算定期間を通じて一律に定めることとし、応募者は、各算定期間(4期分全て)の利用料金按分率を市に提案する。
- ⑥ ④の提案単価は、アに示すとおり、市による確認を経て、事業期間中に用いる口径

別単価として決定される。

※ 利用料金按分率算定の基となる水道料金等の見込額は、別途開示する資料に示すものを用いることとする。

(5) 運営権対価

本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）は、25億円とする。

運営権者は、当該運営権対価のうち第1回目支払い分として4億円を、第2回目から第16回目の支払い分として1.4億円を、各事業年度の初日の直前の営業日（第1回目は令和4年2月末日）までに、実施契約に定める方法により、市へ支払うこととし、支払にあたっては、消費税及び地方消費税を別途支払うこととする。

(6) 利用料金按分率の規定

市と運営権者は、運営権者が提案した利用料金按分率（市が水道料金等の見込額を見直した場合は、当該見直し後の見込額に基づき算定された利用料金按分率）を上限として実施契約に定め、運営権者は、実施契約の上限範囲内で利用料金按分率を市に届け出る。

市は、運営権者から届出のあった利用料金按分率を、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）に規定する。

4 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が、健全経営のもと、実施契約に定められた業務を確実に履行し、要求水準を安定的に充足し、配水管更新の事業量に関する定量的指標の達成に向けて着実に取り組んでいるか等を確認するため、運営権者によるセルフモニタリング及び市によるモニタリングを実施し、外部有識者機関から市によるモニタリングの妥当性について、客観的かつ専門的な知見に基づく検証や意見具申を受ける。

なお、モニタリング及び要求水準未達時の措置等の詳細については、モニタリング計画（案）に示すとおりである。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設の内容

(1) 施設の所在地及び概要

市水道事業として使用する配水管の設置地点。

延長 5,129km (令和2年3月末時点)

なお、令和2年3月末時点での主な指標は、以下のとおりである。

- 基幹管路の耐震適合率＝基幹管路の耐震管延長及び耐震適合管延長 (482)
／基幹管路の総延長 (749) =64%
- 管路の耐震管率＝管路の耐震管延長 (1,609) ／管路の総延長 (5,223) =31%
- 管路の老朽管率＝管路の老朽管延長 (2,572) ／管路の総延長 (5,223) =49%

※各指標は、導・送水管の延長を含んでいる。